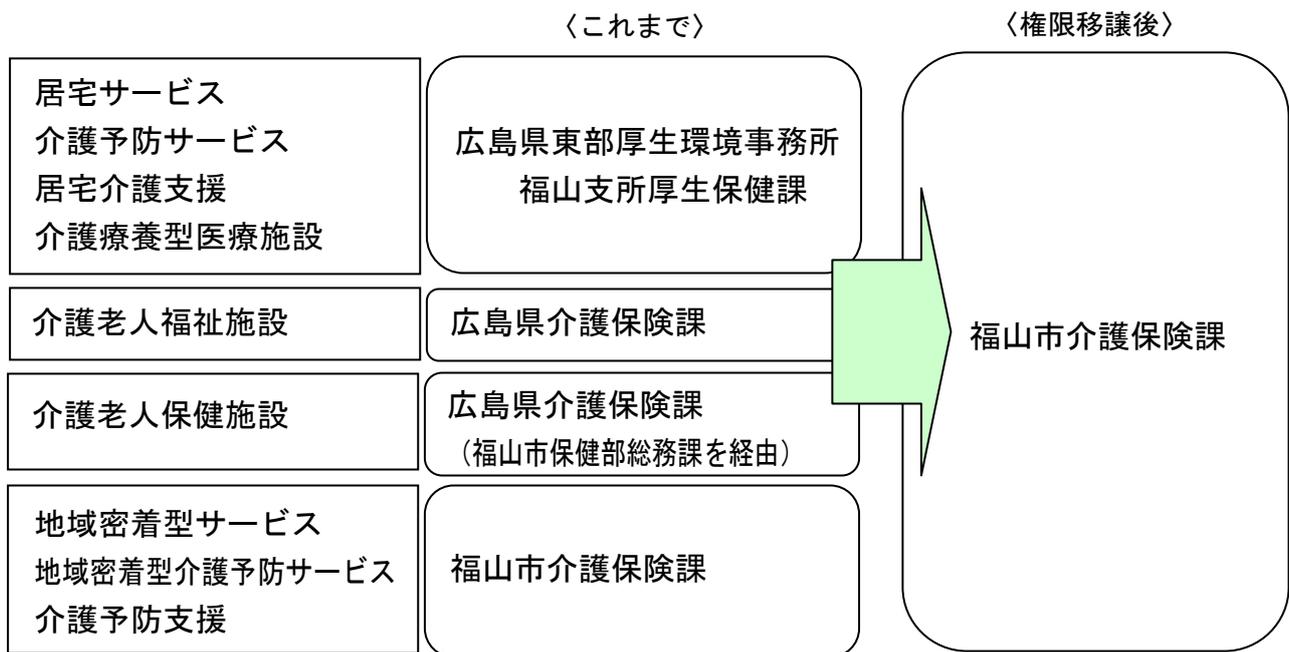


広島県からの権限移譲及び指定基準の条例委任について

1 はじめに

地方分権を推進するため、これまで都道府県が行っていた指定・指導事務を指定都市及び中核市が処理し、また、国が定めていた指定基準を地方自治体の条例で定めるよう介護保険法の改正が行われ、2012年（平成24年）4月1日から施行されます。

2 権限移譲に伴う窓口の変更



※ 3月末までは、従前の窓口で申請等の手続きを行ってください。

※ 4月以降は、直接、福山市介護保険課が窓口となります。なお、申請手続き及び事前の相談については、予めご連絡の上、来庁してください。

※ 5月以降の指定及び指定更新は、対象者に通知したスケジュールに沿って、事務手続きをしてください。

3 各種手続きに係る様式の変更

福山市で新たに作成し、ホームページに掲載します。4月以降の申請等は、新しい様式で行っていただくようお願いします。

4 営利法人監査について

2008年度（平成20年度）から今年度までに、福山市又は広島県による営利法人監査が実施されていない事業所については、2012年度（平成24年度）中に本市が実施します。

5 業務管理体制の届出等について

業務管理体制の整備に関する届出・指導監督等は、福山市への移譲事務の対象となりません。従前の関係行政機関が引き続き担当しますのでご注意ください。

6 指定基準の条例委任

本市においては、各サービスにおける指定基準を2012年度（平成24年度）中に条例で定めることとしており、具体については、制定後、お示しします。

なお、市の条例が施行されるまでの間は、これまでと同様に国の基準が適用されます。